

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 29 日

金 曜 日

号 外(23)

目 次

災害対策本部訓令

○富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 1

国民保護対策本部訓令 緊急対処事態対策本部

○富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 9

訓 令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成31年 3 月 29 日

富山県災害対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県災害対策本部訓令第 1 号

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和46年富山県災害対策本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中	総 務 班 （ 防災・危機管理課長 防災・危機管理課員 及び消防課員 ）	を	総 務 班 （ 防災・危機管理課長 防災・危機管理課員、 消防課員及び受援・ 応援関係室課員 ）	に、
--------	-----------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------	----

			11 その他各部及び各班に属しないこと。
--	--	--	----------------------

を

			11 受援・応援に係る総合調整に関すること。 12 その他各部及び各班に属しないこと。
		航空班 (消防課長) (防災航空センター所員)	ヘリコプターの運用調整に関すること。

に、

総合政策部 (総合政策局長 総合政策局次長及 び企画調整室長)	政府、国会その他の機関 に対する要望事項の取り まとめ等に関すること。	企画調整班 (企画調整室課長) (企画調整室員)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りま とめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと。 3 私立学校の災害対策に関すること。 4 他班実施事項の応援に関すること。
------------------------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

総合政策部 (総合政策局長 総合政策局次長、 企画調整室長及び 地域振興・中山間 対策室長)	政府、国会その他の機関 に対する要望事項の取り まとめ等に関すること。	企画調整班 (企画調整室課長) (企画調整室員)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りま とめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと。 3 私立学校の災害対策に関すること。 4 他班実施事項の応援に関すること。
		応援1班 (地域振興・中山間対策室課長) (地域振興・中山間対策室員)	他班実施事項の応援に関すること。
		応援2班 (移住・UIJターン促進課長) (移住・UIJターン促進課員)	他班実施事項の応援に関すること。

に、

観光・交通・地域振興部 (観光・交通・地域振興局長 観光・交通・地域振 興局次長、観光振興 室長及び総合交通政 策室長)	観光・交通・地域振興に 係る災害対策に関する こと。	地域振興班 (地域振興課長) (地域振興課員)	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		観光振興班 (観光振興室課長) (観光戦略担当及 び国際観光担当) 観光振興室員	1 観光施設(旅館・ホテルを含む。)の災害対策に関す ること。 2 観光客の災害応急対策に関すること。
		応援1班 (観光振興室課長) (コンベンション・ 賑わい創出担当) 観光振興室員	他班実施事項の応援に関すること。

		応援 2 班 (観光振興室課長 (美しい富山湾活 用・保全担当) 観光振興室員)	他班実施事項の応援に関する事
		航空政策班 (総合交通政策室課長 (航空政策担当) 総合交通政策室員)	1 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関する事 2 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関する事
		地域交通・新幹線政策班 (総合交通政策室課長 (地域交通・新幹 線政策担当) 総合交通政策室員)	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関する事 2 公共交通機関(列車及びバス)の被害に関する情報の 取りまとめに関する事 3 他班実施事項の応援に関する事

を

観光・交通振興部 (観光・交通振興局長 観光・交通振興局次 長、総合交通政策室 長及び観光振興室長)	観光・交通振興に係る災 害対策に関する事	地域交通・新幹線政策班 (総合交通政策室課長 (地域交通・新幹 線政策担当) 総合交通政策室員)	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関する事 2 公共交通機関(列車及びバス)の被害に関する情報の 取りまとめに関する事 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する 事 4 他班実施事項の応援に関する事
		航空政策班 (総合交通政策室課長 (航空政策担当) 総合交通政策室員)	1 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関する事 2 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関する事
		観光振興班 (観光振興室課長 (観光戦略担当及 び国際観光担当) 観光振興室員)	1 観光施設(旅館・ホテルを含む。)の災害対策に関す る事 2 観光客の災害応急対策に関する事
		応援 1 班 (観光振興室課長 (コンベンション・ 販わい創出担当) 観光振興室員)	他班実施事項の応援に関する事
		応援 2 班 (観光振興室課長 (美しい富山湾活 用・保全担当) 観光振興室員)	他班実施事項の応援に関する事

に、

応援 4 班 (市町村支援課長 市町村支援課員)	他班実施事項の応援に関する事
--------------------------------	----------------

を

市町村支援班 (市町村支援課長 市町村支援課員)	1 市町村からの応援依頼に関する事 2 他班実施事項の応援に関する事
--------------------------------	---------------------------------------

に、

			5 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する こと。
--	--	--	----------------------------------

を

			5 電力、燃料等の災害対策に関する こと。 6 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと。
--	--	--	--------------------------------------------------------------

に、

			4 病虫害発生を防除に関する こと。 5 主食（米穀等）、生鮮食料品等の調達に関する こと。
--	--	--	---------------------------------------------------------

を

			4 主食（米穀等）、生鮮食料品等の調達に関する こと。
--	--	--	--------------------------------

に、

	農 業 技 術 班 (農 業 技 術 課 長) (農 業 技 術 課 員)		1 農作物及び農業施設の災害対策に関する こと。 2 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策 に関する こと。 3 家畜飼料に関する こと。 4 家畜の伝染病の防疫に関する こと。
--	-------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

	農 業 技 術 班 (農 業 技 術 課 長) (農 業 技 術 課 員)		1 農作物及び農業施設の災害対策に関する こと。 2 農作物の病虫害発生を防除に関する こと。 3 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策 に関する こと。 4 家畜飼料に関する こと。 5 家畜の伝染病の防疫に関する こと。
--	-------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成31年3月29日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急対処事態対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県国民保護対策本部

訓令第1号

富山県緊急対処事態対策本部

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程〔平成18年富山県国民保護対策本部富山県緊急対処事態対策本部訓令第1号〕の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

「総務班
〔防災・危機管理課長
防災・危機管理課員及び消防課員〕

を

「総務班
〔防災・危機管理課長
防災・危機管理課員、消防課員及び受援・応援関係室課員〕

に、

「 | | | 14 その他各部及び各班に属しないこと。 |

を

「 | | | 14 受援・応援に係る総合調整に関すること。 |

			15 その他各部及び各班に属しないこと。
		航空班 〔消防課長 防災航空センタ ー所員〕	ヘリコプターの運用調整に関すること。

に、

総合政策部 〔総合政策局 長 総合政策局 次長及び企 画調整室長〕	政府、国会 その他の機 関に対する 要望事項の 取りまとめ 等に関する こと。	企画調整班 〔企画調整室課長〕 〔企画調整室課員〕	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 私立学校の災害対策に関すること。 4 私立学校の児童、生徒及び教職員の避難等に関すること。 5 他班の分掌事務の応援に関すること。
--------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

総合政策部 〔総合政策局 長 総合政策局 次長、企画 調整室長及 び地域振興 ・中山間対 策室長〕	政府、国会 その他の機 関に対する 要望事項の 取りまとめ 等に関する こと。	企画調整班 〔企画調整室課長〕 〔企画調整室員〕	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 私立学校の災害対策に関すること。 4 私立学校の児童、生徒及び教職員の避難等に関すること。 5 他班の分掌事務の応援に関すること。
		応援 1 班 〔地域振興・中山 間対策室課長 地域振興・中山 間対策室員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。
		応援 2 班 〔移住・U I J タ ーン促進課長 移住・U I J タ ーン促進課員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。

に、

観光・交通・地域振興部 観光・交通・地域振興局長 観光・交通・地域振興局次長、観光振興室長及び総合交通政策室長	観光・交通・地域振興に係る国民の保護のための措置に関すること。	地域振興班 〔地域振興課長〕 〔地域振興課員〕	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		観光振興班 〔観光振興室課長〕 (観光戦略担当及び国際観光担当) 〔観光振興室員〕	1 観光施設(ホテル・旅館を含む。)との連絡調整及び災害対策に関すること。 2 観光客の災害応急対策に関すること。
		応援 1 班 〔観光振興室課長〕 (コンベンション・賑わい創出担当) 〔観光振興室員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。
		応援 2 班 〔観光振興室課長〕 (美しい富山湾活用・保全担当) 〔観光振興室員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。
		航空政策班 〔総合交通政策室課長(航空政策担当)〕 〔総合交通政策室員〕	1 空港の状況の把握に関すること。 2 空港の安全確保及び災害対策に関すること。 3 空港の使用に関すること。 4 航空運送事業者への警報等の伝達に関すること。
		地域交通・新幹線政策班 〔総合交通政策室課長(地域交通・新幹線政策担当)〕 〔総合交通政策室員〕	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関すること。 2 公共交通機関(列車及びバスをいう。以下同じ。)の被害に関する情報の取りまとめ及び復旧の支援に関すること。 3 公共交通機関の運行状況の把握に関すること。 4 列車、バス及びタクシーによる避難住民の運送に係る連絡調整に関すること。 5 公共交通機関への警報等の伝達に関すること。 6 他班の分掌事務の応援に関すること。

を

観光・交通振興部 〔観光・交通振興局長 観光・交通振興局次長、総合交通政策室長及び観光振興室長〕	観光・交通振興に係る国民の保護のための措置に関すること。	地域交通・新幹線政策班 〔総合交通政策室課長（地域交通・新幹線政策担当） 総合交通政策室員〕	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関すること。 2 公共交通機関（列車及びバスをいう。以下同じ。）の被害に関する情報の取りまとめ及び復旧の支援に関すること。 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 4 公共交通機関の運行状況の把握に関すること。 5 公共交通機関及びタクシーによる避難住民の運送に係る連絡調整に関すること。 6 公共交通機関への警報等の伝達に関すること。 7 他班の分掌事務の応援に関すること。
		航空政策班 〔総合交通政策室課長（航空政策担当） 総合交通政策室員〕	1 空港の状況の把握に関すること。 2 空港の安全確保及び災害対策に関すること。 3 空港の使用に関すること。 4 航空運送事業者への警報等の伝達に関すること。
		観光振興班 〔観光振興室課長（観光戦略担当及び国際観光担当） 観光振興室員〕	1 観光施設（旅館・ホテルを含む。）との連絡調整及び災害対策に関すること。 2 観光客の災害応急対策に関すること。
		応援 1 班 〔観光振興室課長（コンベンション・賑わい創出担当） 観光振興室員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。
		応援 2 班 〔観光振興室課長（美しい富山湾活用・保全担当） 観光振興室員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。

に、

		市町村支援班 〔市町村支援課長〕 〔市町村支援課員〕	1 市町村の行財政運営の支援に関すること。 2 市町村からの安否情報の収集等に関すること。 3 各部からの安否情報の取りまとめに関すること。
--	--	----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

を

		市町村支援班 〔市町村支援課長〕 〔市町村支援課員〕	1 市町村からの応援依頼に関すること。 2 市町村の行財政運営の支援に関すること。 3 市町村からの安否情報の収集等に関すること。 4 各部からの安否情報の取りまとめに関すること。
--	--	----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

に、

			3 病虫害発生予防に関すること。 4 食品供給業者の状況の把握並びに米穀等の主食、生鮮食料品等の需給状況及び調達に関すること。
--	--	--	--------------------------------------------------------------------

を

			3 食品供給業者の状況の把握並びに米穀等の主食、生鮮食料品等の需給状況及び調達に関すること。
--	--	--	------------------------------------------------

に、

		農業技術班 〔農業技術課長〕 〔農業技術課員〕	1 農作物及び農業施設の保全及び災害対策に関すること。 2 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策に関すること。 3 家畜飼料に関すること。 4 家畜の伝染病の防疫に関すること。
--	--	-------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

		農業技術班 〔農業技術課長〕 〔農業技術課員〕	1 農作物及び農業施設の保全及び災害対策に関すること。 2 農作物の病虫害発生予防
--	--	-------------------------------	----------------------------------------------

			に 関 す る こ と。 3 家畜、家きん、畜産施設及 び畜産物の災害対策に関する こ と。 4 家畜飼料に関すること。 5 家畜の伝染病の防疫に関する こ と。
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)